

名古屋市告示第533号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供します。

令和 7 年10月23日

名古屋市長 広 沢 一 郎

道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	旭町線	名古屋市中村区角割町五丁目43番地先から	前	0.040	25.93 ～ 26.30	附 図
			名古屋市中村区角割町五丁目47番地先まで	後	0.040	9.00	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により廃道する部分